

熊本県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金に関するQ & A

※用語の定義

交付要領：「熊本県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要領」をいう。

No	質問	回答
1	交付要領別添1の(1)①に記載のある「職員に感染者が発生した」の「職員」は、常勤、非常勤を問わないか。また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員などが感染した場合も、「職員」としてよいか。このほか、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。	「職員」は、常勤や非常勤を問わず、また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません(ボランティアは除く)。 なお、利用者と接する等の要件はありません。
2	交付要領別添1の(1)①について、「利用者又は職員に感染者が発生した施設・事業所」とあるが、利用者に濃厚接触者が発生したのみの場合は該当するか。	利用者に濃厚接触者が発生したのみでは、交付要領別添1の(1)①対象の施設・事業所に該当しません。
3	交付要領別添1の(1)②に記載のある濃厚接触者について、保健所が濃厚接触者と判断した方をさすと考えてよいか。	お見込みのとおりです。 ※各保健所及び本庁衛生部局への問い合わせはお控えください。
4	交付要領別添1の(1)②の「濃厚接触者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等ではならず、直接、サービスを提供する必要があると考えてよいか。 また、施設・事業所として利用者が濃厚接触者であることを証明するために備えておくべきものはあるか。	お見込みのとおりです。 なお、証明にあたり、濃厚接触者に対応したことが分かる客観的な資料が必要です。(施設・事業所等におけるサービス提供記録、業務日誌、勤務記録、その他の記録等) ※各保健所及び本庁衛生部局への問い合わせはお控えください。
5	交付要領別添1の(1)②について、濃厚接触者に対応した通所系サービス事業所は該当しないという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
6	感染者の発生した施設に応援職員を派遣した場合に交付要領別添1(2)の対象となるが、派遣先で応援職員が濃厚接触者に対応した場合、交付要領別添1の(1)②の対象施設にもなりうるか。	応援職員として派遣された施設・事業所で濃厚接触者に対応した場合は、交付要領別添1の(1)②の対象施設とはなりません。

7	<p>同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所として取り扱ってよいか。また、障害者支援施設内で感染者や濃厚接触者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、生活介護、就労継続支援B型等の他のサービスについて、同一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や濃厚接触者が発生した事業所として考えてよいか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
8	<p>感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所や多機能型事業所として他サービスを提供している事業所も感染者が発生した事業所とみなされるか。</p>	<p>同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所としてみなして差し支えありません。ただし、同一敷地であっても同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。</p>
9	<p>交付要領別添1の(1)⑤の対象となる事業所について、短期間のサービス提供をした場合(例えば実績として1回)であっても対象事業所の条件を満たす場合は、対象事業所として取り扱ってよいか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
10	<p>交付要領別添1の(1)⑤に「感染を未然に代替措置をとった場合」とあるが、感染者が発生した場合には、⑤の区分では対象とならず、①の区分として対象となるという整理でよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
11	<p>交付要領別添1の(1)⑤について、一部の利用者については通常の通所サービスを提供し、他の一部の利用者については居宅を訪問してサービスを提供するといった形態をとる事業所は該当するか。</p>	<p>交付要領上の必要な要件を満たす場合には対象事業所該当するものとし、質問事例における居宅を訪問して利用者にサービスを提供する部分に係るかかり増し経費に限り対象とします。</p>
12	<p>交付要領別添1の(1)⑤に記載のある「(近隣自治体～に限る。)」とあるが、当該事業所では職員及び利用者に感染者や濃厚接触者が発生していなくても他の要件を満たしていれば対象事業所となるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

13	<p>交付要領別添1の助成額の算定欄において、「施設・事業所ごとに(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで助成できる」とある。例えば、生活介護事業所において、4月に感染者が発生し、交付要領別添1の(1)①に該当して基準単価の上限の助成を受け、9月に(1)⑤に該当する訪問サービスを提供した場合は、9月時点では(1)①に該当しないため、(1)⑤に該当する事業所として改めて助成することができると考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 別添1の(1)の①から④まで、(1)の⑤及び(2)のそれぞれについて、その時点の事業所の状況に応じて原則として基準単価まで申請ができます。</p>
14	<p>共生型サービスの指定を受けている事業所において、例えば、職員が新型コロナウイルスに感染したり、障害福祉(介護保険)サービス又は共生型介護保険(共生型障害福祉)サービスのいずれかの利用者が感染した場合、障害の事業と介護の事業のどちらで申請可能なのか。二重申請とならなければ事業所の選択によりいずれかの事業を申請可能と考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
15	<p>共生型サービスの指定を受けている事業所の取扱いについて、対象経費に重複がなければ、障害分と介護分で各々基準単価の上限まで交付が可能と考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
16	<p>令和3年度に障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業を利用した施設・事業所であっても、令和4年度も対象施設・事業所の要件を満たしている場合は、令和4年度に要した対象経費について本事業の申請可能と考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
17	<p>保護施設等、障害福祉サービス以外の施設等に協力した施設・事業所は、交付要領別添1の(2)の対象に含まれるか。</p>	<p>対象外となります。</p>
18	<p>応援職員の派遣に関して以下については対象経費となるか。 ①派遣職員が派遣前、派遣後に行うPCR検査 ②派遣後PCR検査の結果がでるまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代</p>	<p>①対象外の経費となります。 ②「職員派遣に係る宿泊費」に該当するものとし、対象経費として差し支えありません。</p>

19	交付要領別添1の(1)①から④について、感染者の発生や濃厚接触者の対応に伴って要した経費を対象とし、感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる以前に要した経費(例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかわる経費)は対象とならないと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
20	交付要領別添1の対象経費「緊急雇用にかかる費用」において、人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新たに職員を雇用した際の職員の給与は対象としてみなすことができるか。	対象経費として差し支えありません。
21	交付要領別添1の対象経費「緊急雇用にかかる費用」について、新型コロナウイルスに感染した職員が退職したため、その者に代わる新たな職員を雇用した場合の基本給与は補助対象か。	職員の退職に伴い新たに雇用された職員の基本給与については障害福祉サービス等報酬が充てられるものと考えられるため、対象外となります。
22	交付要領別添1の「割増賃金・手当」について、水準や上限額の定めはあるか。例えば居宅介護事業所において1回の居宅介護の提供に係る職員の給料と同程度の水準とすることや、施設・事業所や職員の事情に応じて1人1日1000円から3000円などとすることは可能か。	手当等の水準については、社会通念上、適当と認められる者である必要があります。ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えないと考えます。
23	交付要領別添1の「割増賃金・手当」の水準について、施設・事業所や職員の事情に応じて1人1日1万円を支払う場合は補助対象となるか。	ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えないと考えます。
24	交付要領別添1の「割増賃金・手当」について、所要額が基準額を上回る場合でも補助対象と認められるか。	補助の要件を満たした上で、個別協議し、県知事が必要と認める場合に限り、基準額を上回る場合でも補助対象と認められます。
25	交付要領別添1の対象経費「割増賃金・手当」について、感染者の発生時において、超過勤務手当のどの範囲が補助対象となるのか。	本事業における補助は、感染者の発生等に伴うかかり増し経費となるため、感染者の発生していない通常時において生じる超過勤務手当に係る費用は補助対象外であり、当該費用は補助対象から除外する必要があります。
26	交付要領別添1の対象経費「損害賠償保険の加入費用」について、どのような保険内容のものが補助対象となるのか。	感染者の発生等に対応するため職員を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。

27	<p>交付要領別添1の対象経費「施設・事業所の消毒・清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。</p>	<p>対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。</p> <p><補助対象の具体例></p> <p>清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る施設・事業所の消毒、清掃に必要な物品（使い捨ての筈・ちりとり、雑巾、ゴミ袋、消毒シート、消毒液等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱など））</p>
28	<p>交付要領別添1の対象経費「施設・事業所の消毒、清掃費用」は、外部事業者への委託経費だけでなく、事業者が自社で実施した際の消毒・清掃に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等も、対象経費となるか。</p>	<p>対象経費として差し支えありません。超過勤務手当については割増賃金・手当の規定でみる事が可能です。</p>
29	<p>交付要領別添1の対象経費「利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用」や「通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用」について、リース費用という記載があることから購入の場合は対象経費とはならず、リース費用のみが対象となると考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
30	<p>感染者が発生し休業している事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は対象経費として認められるか。</p>	<p>対象外の経費となります。</p>
31	<p>緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等は対象経費になると考えてよいか。</p>	<p>事業所負担の増額分であれば、対象として差し支えありません。</p>
32	<p>訪問系サービス事業所（A事業所とする。）において、職員に感染者が発生したため、利用者への訪問を別の訪問サービス事業所（B事業所とする。）に対応してもらうこととした。</p>	<p>A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合の経費は、対象外の経費となります。</p>

	B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合、当該謝金は対象経費となるか。	
33	申請時点で購入予定の物品は対象経費として認められるか。	対象経費に該当する物品であって、対象期間中に購入予定のものであれば認められます。
34	感染者が発生した事業所（A事業所）に同一法人の別事業所（B事業所）の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金は別事業所（B事業所）の対象経費として認められるか。	B事業所は、交付要領別添1の（2）に該当する事業所であることから、派遣により発生した割増賃金は対象経費となります。
35	交付要領別添1の対象経費「感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつ、その後も不足がない場合は対象外となるか。	在庫の不足が見込まれる場合に限られ、対象外となります。 ※在庫が不足していたか確認するため、過去の会計書類等を確認させていただく場合があります。確認ができない場合は補助金の返還対象となる可能性もありますので、適切に保管をお願いします。
36	交付要領別添1の対象経費「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。 <補助対象の具体例> 処理業務委託費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品（ゴミ袋、ブルーシート等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（繰り返し使用可能なゴミ箱など））
37	交付要領別添1の対象経費「感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、 ①「在庫不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているの	①については、当該感染者又は濃厚接触者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、施設・事業所で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。

	<p>か。</p> <p>②「衛生・防護用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。</p> <p>③「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。</p>	<p>よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。</p> <p>②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生・防護用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーティション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所（居）者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象として差し支えありません。</p> <p>③については、見込まれる不足量分が補助対象となります。</p> <p>※在庫が不足していたか確認するため、過去の会計書類等を確認させていただく場合があります。確認ができない場合は補助金の返還対象となる可能性もありますので、適切に保管をお願いします。</p>
38	<p>交付要領別添1の対象経費「通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用」は、通所系事業所における代替サービス提供を想定しているのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
39	<p>交付要領別添2の2(2)に「濃厚接触者と同居する職員」とあるが、ここでいう「同居」とは、住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すのか、それとも実態としての同居を指すのか。</p>	<p>同居とは実態での判断とします。単に住民票は同じであっても、別居していて全く接触機会がない場合などは含まれません。</p>
40	<p>交付要領別添2の2(2)に「感染者」とあるが、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者を指すのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。</p>	<p>感染者については、PCR検査のほか抗原検査(いずれも自主検査含む。)により陽性となった方を指します。</p>

41	<p>自費検査の費用とは、例えば、PCR 検査キットや抗原検査キットを購入して検査を行う場合の購入経費も対象経費に含まれるのか。また、別添 2 の要件を満たさない場合は、PCR 検査キットや抗原検査キットの購入経費は対象とならないと考えてよいか。</p>	<p>PCR 検査キットや抗原検査キットを購入して自費検査を行う場合の購入経費も対象に含まれます。なお、別添 2 の要件を満たさない場合は、PCR 検査キットや抗原検査キットの購入経費は対象外となります。</p>
42	<p>感染者が発生した施設において、当該施設の職員又は利用者の一部を行政検査ではなく本事業を利用して検査を行うことは可能か。</p>	<p>通常行政検査の対象となるような場合については対象外となります。</p>
43	<p>自費検査費用について、交付要領別添 2 の 2 (2) ②※において、「感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関から行政検査の対象にならないと判断された場合であっても、本事業の対象とはならない。」とあるが、要件に該当した上で自費検査を行った結果、陽性者が確認された場合、この陽性者が確認されるまでに実施した自費検査の費用が対象となると考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
44	<p>障害者支援施設が自費検査を実施する場合、当該施設が実施する日中活動のみで勤務する職員や当該施設が実施する日中活動に通所する利用者に対する自費検査の費用も対象となるか。</p>	<p>職員は対象となりますが、通所のみ利用している利用者は対象外となります。なお、基準単価については、施設入所支援の基準単価を用いてください。</p>
45	<p>感染者は発生していないが、職員と同居する者が濃厚接触者となった場合、他の要件も満たしていれば自費検査の費用は対象経費になると思うが、その際、同居する職員の検査費用のみが対象となるのか、その職員と一緒に勤務していた職員など、施設が検査が必要と判断した者の検査費用についても対象となるか。</p>	<p>施設において検査が必要とされる者であれば、それらの自費検査の費用については、対象として差し支えありません。</p>
46	<p>感染者が発生した施設・事業所に応援職員を派遣した施設・事業所において、当該応援職員が派遣元へ復帰する際、任意で当該応援職員に対して PCR 検査を行う場合の検査費用は対象となるか。</p>	<p>応援職員が自施設・事業所に戻る場合に、施設・事業所として当該職員が感染の疑いがあるものとして自費で検査する場合について、交付要領別添 2 の 2 (1) 並びに (2) ①及び②に該当する場合は、当該自費検査の費用を対象とします。 なお、その場合、当該自費検査に要する経費の基準単価は、交付要領</p>

		別添1の(1)④に規定する単価を用いてください。
47	交付要領別添2における一定の要件に該当する自費検査費用について、障害者支援施設又は共同生活援助事業所の職員又は利用者に感染者が発生した場合、その後の検査は補助対象とはならないのか。感染者ではなく、濃厚接触者の場合はどうか。	お見込みのとおりです。交付要領別添2に規定する対象施設・事業所において感染者が発生した場合はその後の検査は行政検査の対象となります。 なお、当該施設等内に感染者はおらず、職員又は利用者が濃厚接触者となった場合については、交付要領別添2の全ての要件を満たす場合は、補助対象として差し支えありません。